

第5回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日時：平成21年6月29日（月） 午前9時30分～午前11時30分

場所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 第40-5・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充
小谷 寛子
中野 正子
來田 仁成
加藤 邦生

会議次第

1 開会

2 議事

（1）関係者からの意見聴取

（2）釣り団体側の意見報告

（3）各施設ごとの検討について

（4）舞洲緑地（シサイト・プラザ）における魚釣り社会実験（中間報告）について

3 閉会

会議の概要

関係者からの意見聴取

- ・ 港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会開催要綱第5条第2項に基づき委員以外の者の出席を求め意見聴取を行った。

< 渡船事業者 矢澤氏 >

- ・ 安全対策については、ライフジャケット着用の徹底と、釣り場では決してはずさないよう指導も行ってきた。
- ・ 保険加入はしている。わずかではあるが不幸にも亡くなった場合に300万円、入院では一日1500円、通院では一日1000円の見舞金ができる。他の渡船事業者にも周知徹底している。
- ・ 釣り場に関しては、危険度の高いところについて、市の規制がかかるのは覚悟しているが、新島地区の33番北護岸と34番東護岸は非常に足場も良く、安全性も高いと思えるのでぜひとも開放願いたい。

< 来田委員 >

- ・ 渡船事業者の安全対策として、資料 2 - 1 場所指定の分類について（案）の A 渡船利用地域（釣りマニア向け）の中で 10 項目に整理している。
- ・ ライフジャケットについては正しく着用しているか、渡船事業者に必ず確認するよう依頼している。
- ・ 保険加入については、遊漁船登録を大阪府知事にする場合に必ず 3 千万円以上の遊漁船保険に加入するのが義務化されている。しかし、渡船では船の上での事故、または岸に渡ることを含めて船長に責任のある場合の賠償保険になっているので、船長が岸から離れた後の事故に対しても担保が必要ではないかという考え方から、瀬渡し特約というのが結ばれている。その内容は遊漁船法できちんと定められているわけではなく、任意での加入ということになっている。もし釣り人が自己責任で転落して亡くなった場合に誠に少ないが 300 万円の見舞金ができる。あるいは怪我の場合の入院費などの保障もあり、大阪港の渡船事業者は既に特約の契約をしていると聞いている。
- ・ ~ の項目は後ほど説明するとして、チェック事項を 10 項目用意したということを補足しておく。

< 小谷委員 >

- ・ チェック事項 の「単独での釣行は禁止、同伴者を必要とする。」というのは、一人で来た客は乗せないということか。

< 渡船事業者 矢澤氏 >

- ・ 危険度の高い釣り場においては、必ず仲間と一緒に行動してもらうよう周知徹底している。

< 小谷委員 >

- ・ 乗船時に一人であれば乗せない、また途中で移動するときも一人では移動させないということを確認しておく。

< 野呂委員長 >

- ・ チェック事項 の巡回について、どの程度の頻度で可能と考えているか。

< 渡船事業者 矢澤氏 >

- ・ 出船時間は決まっているので、その都度巡回し、釣り客があがってくる場所は必ず点検し安全確認をしている。時間としては 2 時間毎のパターンになっている。

< 中野委員 >

- ・ 単独釣行禁止はぜひとも守っていただきたい。
- ・ ライフジャケットの正しい着用についても徹底いただくようお願いする。

< 加藤委員 >

- ・ 渡船事業者が主体になって誓約書を書かせることになるが、法的根拠として誰が誰に対して責任をとるのが問題である。
- ・ 複数の釣り客が防波堤で釣りをする場合に、単独釣行が禁止ということなら、その中から責任者を決められないのか。

< 渡船事業者 矢澤氏 >

- ・ 大阪府水産課に届出をしている渡船の業務の決まりとして、乗船者名簿は必ずつけなければならない。団体で来た場合であればリーダーも決めることができるが、単独で来た場合はその中からリーダーを決めるのは難しい。
- ・ 単独で来た場合であれば、他の釣り客と同じ場所、または見える範囲で釣りをしてもらうということを原則にしている。

< 来田委員 >

- ・ 渡船を利用する釣り客は常連が多いので、単独で来た場合でも一緒に乗船者名簿に記入し、チームにするようなシステムを作ることも可能であると思う。
- ・ 夕涼みにフラッと一人で釣りに来た人であればそういう方法で対応するしかない。
- ・ 誓約書は、渡船事業者が遊漁船登録の届出時に約束事として、大阪府知事宛てと大阪市港湾局宛に組合として出す。
- ・ 乗船者名簿に釣り場での行動は全て自己責任である旨記載し、本人に確認のうえ署名してもらう。その署名が法的に有効かどうかはともかくとして、まずは本人が危険を承知のうえで船に乗ったという確認をぜひともしてもらいたい。

< 渡船事業者 矢澤氏 >

- ・ 釣りにはどうしてもリスクを伴う。危険度の高さについては我々も釣り人に周知徹底し指導もしてきた。それでも今回の事故が起きてしまった。今後もさらに釣り人に周知徹底をし、安全対策を図っていきたい。
- ・ 悪天候の場合は絶対船をだしていない。南西の風 10m以上になると釣りにもならないし、波も高い。天候の急変についてもネットで把握して注意している。今後も安全対策に力をいれていきたい。

< 小谷委員 >

- ・ 先程単独釣行の禁止を前提とした回答があったかと思うが、具体的に今後単独乗船を禁止するのか、それとも原則複数が望ましいという程度なのか。

< 渡船事業者 矢澤氏 >

- ・ お客が一人だけということではなく、釣り場で単独にならないよう割り振りはしている。今後もそれは徹底していく。

< 小谷委員 >

- ・ 単独での乗船禁止、単独での移動禁止ということで理解する。具体的に表現としても表示していただくようお願いする。
- ・ 資料2 - 1のチェック項目の自己責任の問題について、「事故が起きても自己責任なのでこちらでは責任をとりません」と読めてしまう。なにがあっても自己責任なら何をやってもいいとなってしまうので、自己責任を強調するよりも、万が一の事故を防ぐために渡船事業者の指示に従う、協力するということのほうが大事ではないか。

< 來田委員 >

- ・ 自己責任とは渡船事業者が言うことではなく、釣り人が言うべきことである。

< 野呂委員長 >

- ・ 危険性があることを理解いただき、渡船事業者として最大限の安全対策の努力をしていただきたい。

< チ又関西連合会 倉田氏 >

- ・ 我々の団体は、日本全国の自然の海岸が高度成長とともに開発されてきたなかで、チ又という黒い鯛を釣るために各メーカーや釣具店、渡船事業者に協力をもらい人工構築物での釣り方の研究をしている連合体である。
- ・ 我々釣り人と渡船事業者と釣具店の方々と、大阪港の護岸や防波堤 39 箇所について検討を行った。
- ・ 釣り人側の意見として、資料1にA～Dの区域を分類した案を作成した。根拠については資料2 - 2に記載した。
- ・ 渡船区域に関しては、釣り人しか行かないので、渡船事業者との安全対策の約束事が必要だ。

- ・ 渡船利用客と一般の釣り人が混在するところが問題。それに関して検討したところ立入禁止にせざるを得ない結論に達した。
- ・ 大阪で釣りの文化がなくなるというのは大変なこと。釣り人側の意見として、渡船区域については開放をお願いしたい。

< 小谷委員 >

- ・ 釣り団体として事故防止策を何か考えているか。

< チ又関西連合会 倉田氏 >

- ・ 団体、連合会、クラブに加入している会員なら安全対策について周知徹底できるが、一般の釣り人に対して安全対策やその周知徹底が我々釣り団体だけでは難しい。渡船事業者や釣具店、釣具メーカーおよび行政のみなさんも一緒になって安全対策の呼びかけをお願いしたい。

< 野呂委員長 >

- ・ 具体的に釣り団体として自主的にする安全対策としては、ライフジャケットの着用や危険な場所への単独釣行はしないといったことの啓発が主なものと考えていいか。

< チ又関西連合会 倉田氏 >

- ・ 釣りというのは 100%安全が保障されることはない。それに対しての自己責任、ライフジャケットの着用、またごみの問題等もあるので、釣り団体一丸あげて対策に取り組みたい。

< 来田委員 >

- ・ 具体的にここはぜひ開放を願いたいというところがあれば説明をお願いする。

< チ又関西連合会 倉田氏 >

- ・ 資料1を見てのとおり渡船区域については開放してもらいたい。また12- については渡船利用客と一般の客が混在するところだが、端から端までフェンスがあり、カート場の門が24時間開いていることで一般客がはいることが可能な状態になっている。フェンスで侵入不可能にすることで渡船利用者だけに限定できる。それ以外の渡船利用区域については一般客が混在しない。

釣り団体側の意見

- ・ 釣り団体でとりまとめていた意見について、資料1・2に基づき説明を行った。

< 來田委員 >

- ・ 場所指定を A ~ D の 4 つの分類に分け、それぞれに注意すべき事柄、内容について列記した。
- ・ A の渡船利用区域については 10 項目のルールでご理解をお願いする。これに付け加えることがあればお聞かせ願いたい。
- ・ B の多目的利用区域については、いわゆる陸地から釣り人が歩いて行ける場所になる。A の区域では渡船事業者や釣りクラブといったチェック機関があるが、B の区域ではチェックをするシステムがない。一番大事なことは、転落した場合に安全に上がることが可能かどうか、また散歩をする人の安全も考えなければならない場所では、釣り場と分ける表示も考えてもらえたらと思う。また、ここには安全柵がないので、ライフジャケットをどんな形で義務づけさせるかが問題。釣具店や巡回する釣り仲間等が周知徹底するか、それぞれに監視する人を置いてチェックするとなると費用がかかってしまうし、ごみの片付けについてもボランティアに委ねるしかない。そういう問題について、いきなりの解決は難しいと思うが、方向付けだけでも検討会の先生方にご意見を伺いたい。
- ・ C の多目的利用区域（緑地）については、港湾緑地公園との住み分けをお願いしたい。
- ・ 舞洲プロムナードの魚釣り社会実験について、3 月から 6 月は魚がいないせいで、釣り人も少ないという結果がでていると思われる。ただ数日前から神戸方面から鯛の群れや小さな鯉の群れがはいってきているのでこれから釣り人が増えてくると思われるが、一般市民の方にどうぞ理解をいただくか。
- ・ 緑地ということなので安全柵をつくってもらう、もしくは既存の安全柵を利用することを前提に考えたい。
- ・ 27 番、29 番また 15 - のような工事中のところは、背後に危険表示をすることでここを訪れる市民の安全を中心に考えていただきたい。
- ・ D の立入禁止区域については、テレビでも野鳥園の塀を乗り越えて入っていく人々の姿が映され、私たちも非常に恥ずかしい思いをした。特に 1 番のところは塀を乗り越して防波堤に行ける。ここを渡船で行けるようにしていただくと非常にありがたいが、渡船利用者と一般の釣り人が混在して判別がつかない、また大前提として大阪湾の少なくなった自然環境の中で野鳥を大切に思う心もやはり海の環境の中で魚を釣らせていただいている以上、同じように尊重しなければならないだろう。ならば 1 番と 17 番は釣り人の意思でもって立入禁止に同調するという前向きな解決を提案する。
- ・ その代わりというわけではないが、15 - の工事中のところについては工事終了後に釣りをしても構わない区域として開放いただきたい。
- ・ 具体的にそれぞれの場所を説明すると長くなるし、ひとつずつ委員の先生方にご議論いた

だくというものでもないので、気がついたところをご指摘いただきたい。

<小谷委員>

- ・ 資料2 - 1に掲げている安全対策の項目は今後も続けていくということでもいいのか。

<来田委員>

- ・ Dの立入禁止区域については、周知徹底方法が大きな問題である。Cの緑地は管理している港湾局に協力いただく必要があるので、あまり詳しくは記載していない。当面私たちができることとしてA、Bの項目に考え方を記載した。足りない部分は補充いただけるとありがたい。

<小谷委員>

- ・ しつこいようではあるが、先程の単独乗船禁止や単独移動禁止というのは具体的な形で表していただきたい。

<来田委員>

- ・ 乗船者名簿にその旨記入すること、また渡船事業者にしっかりと釣り場で確認してもらうことが大事である。

<野呂委員長>

- ・ 渡船では防水の携帯電話を持参するのが望ましいと思うが、何か提案することはあるか。

<来田委員>

- ・ 釣りクラブのメンバーは各自が連絡をとれるよう携帯電話を持っている。ただ現在市販されているのは生活防水程度であり物足りない。携帯電話用の防水袋といったものもあるが、二つ折りの携帯の場合、袋の中でどうやって開くかという問題がある。我々団体として、一体型で防水機能が強いものを各携帯メーカーに市販するようお願いするつもりである。
- ・ 携帯電話は各自が1台ずつ持つのが望ましい。本人が118番しなければならないときもあるだろうが、転落した場合に単独釣行を避けていれば気づいた者がまず118番に連絡してから救助にはいることができる。救助の方法もクーラーボックスやペットボトルを投げ入れる等、補助的な浮力体を考える、または用意しておく。海難防止訓練というのも団体でやっているのだから沖の防波堤に渡る釣り人は心配ないと思う。また、そういう心得なしに釣りをしてもらったら困る。

各施設ごとの検討について

- ・ 開放する場合の条件や基準の議論を行った。
- ・ 大阪府釣り団体協議会の佐藤会長から「釣り人宣言」の紹介。

<小谷委員>

- ・ 事故の再発防止が究極の目的である。その目的を実現するアプローチとして国が定める安全基準を満たさない場合は条例で立入禁止にしてしまうという方法がある。その考え方であれば前回提示された技術基準に沿った整理は、管理者として一定合理性がある。
- ・ しかし、費用対効果があわないからといってすべて罰則で立入禁止にすることは現実的ではない。釣り人の理解がないと結局フェンスを破ったりして立入り、事故の危険がある。
- ・ 事故再発防止の実をとるためには、釣り人や渡船事業者の方たちの理解が絶対必要である。
- ・ 釣り団体側の案については、実際に利用をしたい側の意見として、全てを反映することはできないが、お互い納得する規則を定めていくのが大事である。安全対策を施すとなると費用がかかってしまう問題がある。
- ・ 釣り人や渡船事業者の協力を得ることができれば、必ずしも技術基準どおりの安全対策でなく、合理的な必要最低限の対策でも管理者の責任は変わってくる。具体的には転落しないための柵ではなく、万が一転落したときの浮環や梯子等の救命対策や、危険告知を徹底すること。
- ・ 子どもが立入る可能性のあるところはビジュアルを使用した看板にするとか、大人だけの区域なら何故立入禁止なのかを説明し、納得を得られるわかりやすい表記が必要である。
- ・ 資料2 - 1 で説明いただいた安全対策のチェック項目については、現場でどうするかといった指針になるよう、より一層具体的な内容にしていきたい。これが守られないようであれば、港湾管理者が立入禁止措置をとることもやむを得ないとする。

<来田委員>

- ・ ご指摘いただいたことは誠にその通りである。
- ・ 社会的なモラルがかなり崩壊している。
- ・ 私たちが目指すのは釣りを通じて自然との付き合い方のモラルの再構築を提案すること。
- ・ 具体的な課題は、看板代や巡回の人の交通費等のお金の問題、またどこまでボランティアでやるのか、フェンスの隙間からの侵入対策をどうするか等相談しながらやらないといけない。
- ・ 港湾域を利用させていただくからには、自分たちも協力し、人手をだすのもモデルケースとして重要と考えている。
- ・ 気になるのはごみの問題。開放した区域には必ずごみができる。今まで大阪府下の各港湾に

ごみ掃除に出かけたことがあるが、まずは現地の港湾局に立ち入りの許可をとらなければならない。またごみを集めて分類し、報告をだしても運ぶ費用や処分する費用がないと言われる。逆にごみ掃除に参加する人に一人500円だすよう要求する自治体もあった。こういうぐしゃくしない方法を考える必要がある。

- ・ 先日、かもめ大橋周辺のごみ清掃をした際には港湾局でごみの処分をしてもらった。今後ボランティアと行政側との緊密な関係を築けるとありがたい。

<野呂委員長>

- ・ 本日は大阪府釣り団体協議会の佐藤会長にご出席いただき、啓発活動を行っている「釣り人宣言」を紹介していただきたい。

<大阪府釣り団体協議会 佐藤会長>

- ・ 大阪府釣り団体協議会は大阪府下の12の釣り団体で構成されている。
- ・ 釣り人宣言は会員さんである渡船事業者や釣具店等に配らせていただいている。
- ・ 釣り場では必ず救命胴衣をつけること、釣りは自己責任であること。
- ・ 渡船事業者には貸し出し用の救命胴衣を必ず用意してもらっている。

論点整理

<野呂委員長>

- ・ 行政目的を持った港湾施設については、一般の立ち入りを想定しておらず、安全対策を実施するにも莫大な費用がかかり現実的でない。
- ・ 釣り人しか立ち入らないとの前提であれば、万一の事故に備えた最低限の救命対策や危険告知を行うことで、「積極的に立ち入りは推奨しないが、条例の規定をもって立ち入りを制限し、過料の罰則規定を適用する必要がない区域」として整理することが可能である。
- ・ 条例の規定による立入禁止区域の指定にあたっては、他の行政目的に支障となる区域、港湾事業等に支障を及ぼす区域などに限定し、単に危険であるからという区域は除くこととする。
- ・ 釣り人のマナーの遵守や渡船事業者による安全対策等のルールを守れない場合には、再び立入禁止の措置を講ずることも考える。
- ・ 緑地の一部など今回の対象施設以外については、一般市民が気軽に安全に釣りを行うことができる場所として引き続き検討をする。
- ・ 次回検討会までに事務局で条例の規定による立入禁止区域については、他の行政目的や港湾事業等に支障を及ぼす区域などに限定した案として整理をしていただき、次回検討会で本日提案された釣り団体の案とあわせて施設ごとに議論をしたい。

舞洲緑地（シサイド・プロムナード）における魚釣り社会実験（中間報告）について

- ・ 事務局より4月1日から実施している社会実験の中間報告（5月22日から6月21日分）を行った。

< 来田委員 >

- ・ これからが一般市民の釣り人が増えてくる。6月末で社会実験が終わってしまうが、これから先のやり方も相談していきたい。

< 港湾局吉田緑地管理担当課長 >

- ・ 3ヶ月間の検証結果をまとめて、検討会での意見も踏まえて今後のことは検討していきたい。

まとめ

< 野呂委員長 >

- ・ 本日の議論を踏まえて、次回の検討会では事務局に整理いただく案をもとに、条例の規定による立入禁止区域の具体的な箇所付けと釣りを行う場合のルール設定等について検討したい。